

■「子育てエコホーム支援事業の内容について」の変更点について

変更時点	該当ページ	修正前	修正後																																																
2023.11.27	1,2	子育てエコホーム支援事業の内容について (令和5年11月14日時点) ※ 資料は令和5年11月14日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。	子育てエコホーム支援事業の内容について (令和5年11月27日時点) ※ 資料は令和5年11月27日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。																																																
2023.11.27	7	※ 例外として、環境省が実施する「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」又は経済産業省が実施する「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」において併せて1補助申請が行われている場合は、①～③のいずれかに該当する工事を含んでいるものとして、本事業における申請当たりの合計補助額が2万円以上であれば申請可能とします。	※ 例外として、環境省が実施する「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」又は経済産業省が実施する「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」において併せて1補助申請が行われている場合は、①～③のいずれかに該当する工事を含んでいるものとして、本事業における1申請当たりの合計補助額が2万円以上であれば申請可能とします。																																																
2023.11.27	18	・対象となる建材・設備の公募※ ¹ : 令和5年12月中旬～遅くとも令和6年11月30日(予定)※ ²	・対象となる建材・設備の公募※ ¹ : 令和5年12月下旬～遅くとも令和6年11月30日(予定)※ ²																																																
2023.11.30	1	子育てエコホーム支援事業の内容について (令和5年11月27日時点) 目次 I. 補助対象事業 P2 II. 対象住宅の性能・延べ面積等 P4 III. 補助額等 P7 IV. 申請方法等 P12 V. 提出書類 P15 VI. 問い合わせ先 P18 VII. 今後の予定 P18 ※ 資料は令和5年11月27日時点のものです。今後修正があった場合は国土交通省のホームページ等において公表します。 国会での補正予算の成立が前提となります。	子育てエコホーム支援事業の内容について (令和5年11月30日時点) 目次 I. 補助対象事業 P2 II. 対象住宅の性能・延べ面積等 P4 III. 補助額等 P7 IV. 申請方法等 P12 V. 提出書類 P15 VI. 問い合わせ先 P18 VII. 今後の予定 P18 ※ 資料は令和5年11月30日時点のものです。今後修正があった場合は国土交通省のホームページ等において公表します。 予算上限に達した時点で受付を終了します。 お早めの申請をおすすめします。																																																
2023.12.13	1,2	子育てエコホーム支援事業の内容について (令和5年11月30日時点) ※ 資料は令和5年11月30日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。	子育てエコホーム支援事業の内容について (令和5年12月13日時点) ※ 資料は令和5年12月13日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。																																																
2023.12.13	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助制度</th> <th>併用可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こどもエコすまい支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>外構部の木質化対策支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅化リフォーム推進事業</td> <td>△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物安全ストック形成事業</td> <td>△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>戸建住宅ネット・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>次世代省エネ建材支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>既存住宅における断熱リフォーム支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅エコリフォーム推進事業(補助金)</td> <td>△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)</td> <td>△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)、高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)、既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> </tbody> </table>	補助制度	併用可否	こどもエコすまい支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	外構部の木質化対策支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)	住宅・建築物安全ストック形成事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)	戸建住宅ネット・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	次世代省エネ建材支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)	住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)	住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)	断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)、高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)、既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助制度</th> <th>併用可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こどもエコすまい支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>外構部の木質化対策支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅化リフォーム推進事業</td> <td>△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物安全ストック形成事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>戸建住宅ネット・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>次世代省エネ建材支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>既存住宅における断熱リフォーム支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅エコリフォーム推進事業(補助金)</td> <td>△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)</td> <td>△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)、高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)、既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> </tbody> </table>	補助制度	併用可否	こどもエコすまい支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	外構部の木質化対策支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)	住宅・建築物安全ストック形成事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	戸建住宅ネット・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	次世代省エネ建材支援事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)	住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)	住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)	断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)、高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)、既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)
補助制度	併用可否																																																		
こどもエコすまい支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
外構部の木質化対策支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)																																																		
住宅・建築物安全ストック形成事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)																																																		
戸建住宅ネット・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
次世代省エネ建材支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)																																																		
住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)																																																		
住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)、高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)、既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
補助制度	併用可否																																																		
こどもエコすまい支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
外構部の木質化対策支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)																																																		
住宅・建築物安全ストック形成事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
戸建住宅ネット・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
次世代省エネ建材支援事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)																																																		
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)																																																		
住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)																																																		
住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)、高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)、既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
2024.01.04	1,2	子育てエコホーム支援事業の内容について (令和5年12月13日時点) ※ 資料は令和5年12月13日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。	子育てエコホーム支援事業の内容について (令和6年1月4日時点) ※ 資料は令和6年1月4日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。																																																
2024.01.04	13	3. 事業者登録 期間 : 令和6年1月中旬～遅くとも令和6年12月31日(予定) 登録は事業者単位(1事業者(法人又は個人事業主))で複数登録は不可。	3. 事業者登録 期間 : 令和6年1月中下旬～遅くとも令和6年12月31日(予定) 登録は事業者単位(1事業者(法人又は個人事業主))で複数登録は不可。																																																

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2024.01.04	14	<p>5. 交付申請期間 令和6年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)</p> <p>※お早めの申請をおすすめします。 ※予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、Ⅲに示す補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。 ※交付申請に必要な提出書類については、「V. 提出書類」をご確認ください。</p> <p>○予約について(任意) 以下の期間は、工事着手後に補助金の交付申請の予約が可能です。予約によって補助金が一定期間確保されます。</p> <p>令和6年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年11月30日まで)</p>	<p>5. 交付申請期間 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)</p> <p>※お早めの申請をおすすめします。 ※予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、Ⅲに示す補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。 ※交付申請に必要な提出書類については、「V. 提出書類」をご確認ください。</p> <p>○予約について(任意) 以下の期間は、工事着手後に補助金の交付申請の予約が可能です。予約によって補助金が一定期間確保されます。</p> <p>令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年11月30日まで)</p>
2024.01.04	18	<p>Ⅵ. 問い合わせ先 今後、事務局において、専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。</p> <p>「子育てエコホーム支援事業」お問合せ窓口 電話番号 03-6632-9955 ※通話料がかかります 受付時間 9:00～17:00 (土、日、祝日を含む。)</p> <p>Ⅶ. 今後の予定 ・対象となる建材・設備の公募※1 : 令和5年12月下旬～遅くとも令和6年11月30日(予定)※2 ・事業者登録 : 令和6年1月中旬～遅くとも令和6年12月31日(予定)※2 ・登録事業者の公開 : 事業者登録後随時 ・予約提出期間 : 令和6年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年11月30日まで)※2 ・交付申請期間 : 令和6年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)※2 ※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 お早めの申請をおすすめします。</p> <p>本資料は令和5年12月13日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>	<p>Ⅵ. 問い合わせ先 住宅省エネ2024キャンペーン合同お問合わせ窓口を開設しております。</p> <p>「子育てエコホーム支援事業」お問合せ窓口 電話番号 0570-055-224 ※通話料がかかります (IP電話からのご利用の場合、03-6625-2874) 受付時間 9:00～17:00 (土、日、祝日を含む。)</p> <p>Ⅶ. 今後の予定 ・事業者登録 : 令和6年1月中下旬～遅くとも令和6年12月31日(予定) ・登録事業者の公開 : 事業者登録後随時 ・対象となる建材・設備の公募※1 : 令和6年2月上旬～遅くとも令和6年11月30日(予定) ・予約提出期間 : 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年11月30日まで)※2 ・交付申請期間 : 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)※2 ※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 お早めの申請をおすすめします。</p> <p>本資料は令和6年1月4日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>
2024.02.01	1,2	<p>子育てエコホーム支援事業の内容について (令和6年1月4日時点)</p> <p>※ 資料は令和6年1月4日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>	<p>子育てエコホーム支援事業の内容について (令和6年2月1日時点)</p> <p>※ 資料は令和6年2月1日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>
2024.02.01	13	<p>3. 事業者登録 期間 : 令和6年1月中下旬～遅くとも令和6年12月31日(予定)</p> <p>登録は事業者単位(1事業者(法人又は個人事業主))で複数登録は不可。</p>	<p>3. 事業者登録 期間 : 令和6年1月17日～遅くとも令和6年12月31日(予定)</p> <p>登録は事業者単位(1事業者(法人又は個人事業主))で複数登録は不可。</p>
2024.02.01	18	<p>Ⅶ. 今後の予定 ・事業者登録 : 令和6年1月中下旬～遅くとも令和6年12月31日(予定) ・登録事業者の公開 : 事業者登録後随時 ・対象となる建材・設備の公募※1 : 令和6年2月上旬～遅くとも令和6年11月30日(予定) ・予約提出期間 : 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年11月30日まで)※2 ・交付申請期間 : 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)※2 ※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 お早めの申請をおすすめします。</p> <p>本資料は令和6年1月4日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>	<p>Ⅶ. 今後の予定 ・事業者登録 : 令和6年1月17日～遅くとも令和6年12月31日(予定) ・登録事業者の公開 : 事業者登録後随時 ・対象となる建材・設備の公募※1 : 令和6年2月1日～遅くとも令和6年11月30日(予定) ・予約提出期間 : 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年11月30日まで)※2 ・交付申請期間 : 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)※2 ※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 お早めの申請をおすすめします。</p> <p>本資料は令和6年2月1日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2024.02.29	1,2	<p>子育てエコホーム支援事業の内容について (令和6年2月1日時点)</p> <p>※ 資料は令和6年1月4日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>	<p>子育てエコホーム支援事業の内容について (令和6年2月29日時点)</p> <p>※ 資料は令和6年2月29日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>
2024.02.29	4	<p>(1)注文住宅の新築 以下の①②のいずれか、かつ③～⑤の全てに該当する住宅を対象とします。 なお、申請する際には、①②のいずれかに該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等(別紙9参照)が必要となります。</p> <p>①長期優良住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの</p> <p>②ZEH住宅 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented※) ※ BELS評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は対象となりません。</p> <p>③住戸の延べ面積が50㎡以上240㎡以下(床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。))により算定します。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。以下同じ。)のもの</p> <p>④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に原則立地しないもの</p>	<p>(1)注文住宅の新築 以下の①②のいずれか、かつ③～⑤の全てに該当する住宅を対象とします。 なお、申請する際には、①②のいずれかに該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等(別紙9参照)が必要となります。</p> <p>①長期優良住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの</p> <p>②ZEH住宅 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented※) ※ BELS評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は対象となりません。</p> <p>③住戸の延べ面積が50㎡以上240㎡以下(床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー、メーターボックス、ガレージ、ポーチ・屋外のデッドスペース、備蓄倉庫等の部分を除く。))により算定します。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。以下同じ。)のもの</p> <p>④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条に基づく災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防</p>
2024.02.29	5	<p>①開口部の断熱改修※3 改修後の開口部の熱貫流率※4及び日射熱取得率が、一定の基準値以下となるよう行う次のイ～ニのいずれかに該当する断熱改修を対象とします。具体的な基準値については、別紙1をご確認ください。</p> <p>イ. ガラス交換(既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。)*5 ロ. 内窓設置(既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。) ハ. 外窓交換(既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。) ニ. ドア交換(既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。)</p>	<p>①開口部の断熱改修※3 改修後の開口部の熱貫流率※4及び日射熱取得率が、一定の基準値以下となるよう行う次のイ～ニのいずれかに該当する断熱改修を対象とします。具体的な基準値については、別紙1をご確認ください。</p> <p>イ. ガラス交換(既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。)*5 ロ. 内窓設置(既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。ただし、外皮部分に位置する既存外窓(ドア)の開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る。) ハ. 外窓交換(既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。) ニ. ドア交換(既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。)</p>

変更時点	該当ページ	修正前	修正後									
2024.02.29	7	<p>Ⅲ. 補助額等</p> <p>1. 「Ⅱ(1)注文住宅の新築」、「Ⅱ(2)新築分譲住宅の購入」の補助額</p> <p>(1)長期優良住宅 補助額を1,000,000円/戸とします。ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅については、原則、補助額を500,000円/戸とします。 ①市街化調整区域 ②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)</p> <p>(2)ZEH住宅 補助額を800,000円/戸とします。ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅については、原則、補助額を400,000円/戸とします。 ①市街化調整区域 ②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)</p>	<p>Ⅲ. 補助額等</p> <p>1. 「Ⅱ(1)注文住宅の新築」、「Ⅱ(2)新築分譲住宅の購入」の補助額</p> <p>補助額は次表の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の性能</th> <th>1戸あたりの補助額</th> <th>特定の立地等における補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期優良住宅</td> <td>1,000,000円</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>ZEH住宅</td> <td>800,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定の立地とは、以下の①かつ②に該当する区域に立地する住宅とします。 ①市街化調整区域 ②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう。) ただし、立地上の制約から、従前の土地で既存住宅を建て替える場合はこの限りではありません。本事業では下記a～cの要件を満たすことが条件となります。 a. 従前建物と同一場所(住所)での事業であること b. 当該事業が新築であること c. 「建替え前後の住宅所有者が同じであること」又は「解体工事と建築工事の発注者が同じであること」</p>	住宅の性能	1戸あたりの補助額	特定の立地等における補助額	長期優良住宅	1,000,000円	500,000円	ZEH住宅	800,000円	400,000円
住宅の性能	1戸あたりの補助額	特定の立地等における補助額										
長期優良住宅	1,000,000円	500,000円										
ZEH住宅	800,000円	400,000円										
2024.02.29	15	<p>(1)注文住宅の新築</p> <p>①交付申請 注文住宅の新築で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Fのすべての書類です。 【必須】 A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式)★ B. 工事請負契約書の写し★ C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し★ D. 建築士が発行する出来高確認書(指定の様式。工事写真を含む) E. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)★ F. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し★※2 ★ 予約申請に必須とされるもの。 ※1 別紙9参照。 ※2 予約申請時には「発行受付書」等の提出も可能だが、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等の写し」が必要。</p>	<p>(1)注文住宅の新築</p> <p>①交付申請 注文住宅の新築で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Fのすべての書類です。 【必須】 A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式)★ B. 工事請負契約書の写し★ C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し★ D. 建築確認申請書★ E. 建築士が発行する出来高確認書(指定の様式。工事写真を含む) F. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)★ G. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し★※2 ★ 予約申請に必須とされるもの。 ※1 別紙9参照。 ※2 予約申請時には「発行受付書」等の提出も可能だが、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等の写し」が必要。 【追加】 <市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域または浸水想定区域に該当する場合> ・重ねるハザードマップ提出用台紙(指定の書式) <市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域または浸水想定区域に該当し、建替え住宅の要件に該当する場合> ・従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書の写し ・解体工事と建築工事の発注者が同じであることを確認できる資料(解体工事と建築工事の発注者が同じであることを証明する場合)</p>									
2024.02.29	15,16	<p>②完了報告 完了報告を行う際に提出が必要な書類は、次のAおよびB(共同住宅の場合は、A～C)のすべての書類です。 A. 建築基準法に基づく「検査済証」の写し B. (補助対象住宅への入居が確認できる)住宅取得者の住民票の写し C. 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(原本)(所有権保存登記されているもの)【共同住宅のみ】※3 ※3 住戸の延べ面積が50㎡以上240㎡以下であることを確認するために使用します。</p>	<p>②完了報告 完了報告を行う際に提出が必要な書類は、次のAおよびB(共同住宅の場合は、A～C)のすべての書類です。 A. 建築基準法に基づく「検査済証」の写し B. (補助対象住宅への入居が確認できる)住宅取得者の住民票の写し C. 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(原本)(所有権保存登記されているもの)【共同住宅のみ】※3 ※3 住戸の延べ面積が50㎡以上240㎡以下であることを確認するために使用します。 【追加】 <市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域または浸水想定区域に該当し、建替え住宅の要件に該当する場合> ・従前建物の不動産登記における滅失の登記完了証(交付申請時に提出済の場合は提出不要)</p>									

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
	15→16	<p>(1)注文住宅の新築</p> <p>①交付申請 注文住宅の新築で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Fのすべての書類です。</p> <p>【必須】</p> <p>A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式)★ B. 工事請負契約書の写し★ C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し★ D. 建築士が発行する出来高確認書(指定の様式。工事写真を含む) E. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)★ F. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し★※2 ★ 予約申請に必須とされるもの。 ※1 別紙9参照。 ※2 予約申請時には「発行受付書」等の提出も可能だが、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等の写し」が必要。</p>	<p>(1)注文住宅の新築</p> <p>①交付申請 注文住宅の新築で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Gのすべての書類です。</p> <p>【必須】</p> <p>A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式)★ B. 工事請負契約書の写し★ C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し★ D. 建築確認申請書★ E. 建築士が発行する出来高確認書(指定の様式。工事写真を含む) F. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)★ G. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し★※2 ★ 予約申請に必須とされるもの。 ※1 別紙9参照。 ※2 予約申請時には「発行受付書」等の提出も可能だが、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等の写し」が必要。</p> <p>【追加】</p> <p><市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域または浸水想定区域に該当する場合> ・重ねるハザードマップ提出用台紙(指定の書式) <市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域または浸水想定区域に該当し、建替え住宅の要件に該当する場合> ・従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書の写し ・解体工事と建築工事の発注者が同じで</p>
2024.02.29	16→17	<p>(2)新築分譲住宅の購入</p> <p>①交付申請 新築分譲住宅の購入で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Fのすべての書類です。</p> <p>【必須】</p> <p>A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式)★ B. 不動産売買契約書の写し★ C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し★ D. 建築士が発行する出来高確認書(指定の様式。工事写真を含む) E. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)★ F. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し★※2 ★ 予約申請に必須とされるもの。 ※1 別紙9参照。 ※2 予約申請時には「発行受付書」等の提出も可能だが、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等の写し」が必要。</p>	<p>(2)新築分譲住宅の購入</p> <p>①交付申請 新築分譲住宅の購入で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Gのすべての書類です。</p> <p>【必須】</p> <p>A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式)★ B. 工事請負契約書の写し★ C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し★ D. 建築確認申請書★ E. 建築士が発行する出来高確認書(指定の様式。工事写真を含む) F. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)★ G. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し★※2 ★ 予約申請に必須とされるもの。 ※1 別紙9参照。 ※2 予約申請時には「発行受付書」等の提出も可能だが、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等の写し」が必要。</p> <p>【追加】</p> <p><市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域または浸水想定区域に該当する場合> ・重ねるハザードマップ提出用台紙(指定の書式)</p>
2024.02.29	18	<p>VII. 今後の予定</p> <p>本資料は令和6年2月1日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>	<p>VII. 今後の予定</p> <p>本資料は令和6年2月29日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>

